

第 70 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2025 年 3 月 27 日（木）15 時 00 分～16 時 50 分

於：日本公認会計士協会 404 会議室（一部、Microsoft Teams）

I 開 会

II 議 事

1. 意見聴取

(1) IAASB の活動状況

① IAASB 2024 年 9 月ボード会議以降の活動状況（テクノロジーポジション、監査証拠とリスク対応の統合プロジェクト及び不正）

② ISA 570「継続企業」改訂の概要

(2) サステナビリティ保証

① 国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の概要

② 保証業務実務指針 5000 の起草

2. 報告

(1) 監査実務指針等の改正に関する検討状況

3. 資料配付

(1) 日本公認会計士協会における周知活動

III 閉 会

以 上

配 付 資 料

No.	資 料
907	IAASB の活動状況 IAASB 2024 年 9 月ボード会議以降の活動状況
908	IAASB の活動状況 ISA 570「継続企業」改訂の概要
909	サステナビリティ保証 国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の概要
910	サステナビリティ保証 保証業務実務指針 5000 の起草
911	監査実務指針等の改正に関する検討状況
912	EU オムニバス法案概要
913	日本公認会計士協会における周知活動

以 上

監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2025 年 3 月 27 日現在)

(敬称略)

	氏 名	現 職
議長	堀 江 正 之	日本大学 商学部 特任教授
委員 (議長代行)	松 本 祥 尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	青 克 美	株式会社東京証券取引所 常務執行役員
委員	井 上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
委員	今給黎 真 一	株式会社日立製作所 財務統括本部担当本部長
委員	片 山 一 夫	公益社団法人日本証券アナリスト協会 常務理事
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	丸 山 誠 司	公益社団法人日本監査役協会 常任理事
委員	弥 永 真 生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
オブザーバー	犬 塚 誠 也	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以 上

IAASBの活動状況

－IAASB 2024年9月ボード会議以降の活動状況－

第70回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年3月27日



目次

- 1 IAASBのスケジュール（2023年～2025年）
- 2 2024年9月及び12月IAASBボード会議の主な議題
- 3 継続企業（ISA 570改訂）
- 4 テクノロジー
- 5 監査証拠及びリスク対応
- 6 上場企業及びPIEトラック2
- 7 不正（ISA 240改訂）

1. IAASBの主なスケジュール（2023年～2025年）

プロジェクト名	2023年				2024年				2025年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
サステナビリティ保証（ISSA 5000）		ED					承認	PIOB (11月)				
継続企業（ISA 570改訂）	ED							承認	PIOB (4月)			
テクノロジー							確定*1					
監査証拠及びリスク対応					情報 収集			PP			ED	
上場企業及び PIE（社会的影響度の高い事業体）	トラック1	承認	PIOB									
	トラック2			ED					ITC*2 (2月)	承認	PIOB (7月)	
不正（ISA 240改訂）				ED					承認		PIOB (7月)	

PP: プロジェクト・プロポーザルの承認予定 ED: IAASBボードでの公開草案の承認予定 承認: IAASBボードでの最終承認予定

PIOB: 公益監視委員会（PIOB）による最終認証予定

*1: テクノロジーに関する見解（ポジション）を2024年9月に確定

*2: 2025年2月に議論の背景や今後の予定を説明した、コメント募集文書（ITC: Invitation to comment）を公表

2. IAASB 2024年9月及び12月ボード会議の主な議題

2024年9月ボード会議

- 開催日
2024年9月16日～20日
- 主な議題
 - ▶ サステナビリティ保証〈承認審議〉
 - ▶ 継続企業
 - ▶ テクノロジー・ポジション〈確定〉
 - ▶ 監査証拠・リスク対応
 - ▶ 上場企業及びPIEトラック2
 - ▶ 不正

2024年12月ボード会議

- 開催日
2024年12月9日～12日
- 主な議題
 - ▶ 継続企業〈承認審議〉
 - ▶ 監査証拠・リスク対応
 - ▶ 上場企業及びPIEトラック2
 - ▶ 不正

3. 継続企業－ISA 570（9月及び12月ボード会議）

● プロジェクト概要

- ▶ 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。
- ▶ 2023年3月のボード会議にて国際監査基準（ISA）570（改訂）「継続企業」の公開草案が承認され、公開草案への意見募集が2023年8月まで行われた。

● 9月及び12月ボード会議での審議の概要

- ▶ ボード会議においては、公開草案に対するコメントの概要説明とコメントに対する対応案、及び、ボード会議において修正された最終基準案について審議が行われた。
- ▶ 2024年12月のボード会議にて最終承認審議がなされ、全会一致で承認された。

● 基準適用日

- ▶ 2026年12月15日以後に開始する事業年度より適用

4. テクノロジー（9月及び12月ボード会議）

● プロジェクト概要

- ▶ 「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、テクノロジーによる影響をIAASBの基準でどのように対処していくのかに関するIAASBの全体方針（テクノロジー・ポジション）を設定するため、2024年上期よりプロジェクトを開始することが明示された。

● 9月及び12月ボード会議での審議の概要

- ▶ 9月のボード会議において、「テクノロジー・ポジション」が確定した。IAASBが、テクノロジーが監査及び保証に及ぼす影響を受け入れ、必要な場合には事務所・業務実施者に対してテクノロジーの利用を奨励していくために行う以下の八つの主要なアクションが示された。

- | | |
|--|---|
| 1. テクノロジー主導の革新を受け入れる。 | 5. テクノロジーに関連する機会とリスクについて言及する際、適切なバランスをとる。 |
| 2. 現実のものであれ、認識されているものであれ、業務実施者がテクノロジーを使用する際の基準上の障壁を取り除く。 | 6. 職業倫理の原則及び倫理上の要求事項と整合させる |
| 3. 業務においてテクノロジーを利用する際の要求事項と適用指針を導入する。 | 7. 適用の柔軟性を確保する。 |
| 4. 企業が利用するテクノロジーの影響に対処する。 | 8. 利害関係者との継続的な対話を促進する。 |

- ▶ 今後、上記を運用するために、基準のギャップ分析を行うことになっており、9月及び12月のボード会議において、ギャップ分析の草案が提示され、議論された。

5. 監査証拠及びリスク対応

● プロジェクトの背景

- ▶ 2022年9月に公表した**ISA 500「監査証拠」**改訂公開草案に対して、**ISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」**及び**ISA 520「分析的手続」**等も合わせて見直すべきではないか、という意見があったことに対応するため、IAASBは監査証拠とリスク対応の双方に対応する新たな統合プロジェクトを2024年3月から開始した。

● 2024年9月及び12月ボード会議の主な内容

- ▶ 9月ボード会議では、本プロジェクトを進める上でのアプローチとして、ISA 500、ISA 330及びISA 520を同時に改訂する「完全に統合したプロジェクト・プロポーザル」の策定を決定した。
- ▶ 12月ボード会議では、識別された17の課題を以下の3つの目的に分類し対応案の方向性を記載した**プロジェクト・プロポーザル**を全会一致で承認した。

職業的専門家としての判断の行使
及び
職業的懐疑心の保持・発揮の支援

内部統制に対する監査人の手続強化
を含む、重要な虚偽表示リスクへの
有効な対応支援による
一貫した実務と監査人の行動の促進

監査証拠の入手及び十分性・適切性
評価に際して、**監査人によるテクノロジーの利用の促進、及び適切な場合はその推奨**

6. 上場企業及びPIEトラック2（9月及び12月ボード会議）

● プロジェクト概要

- ▶ IESBA倫理規程における「上場企業（Listed Entity）」と「社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity: PIE）」の定義の改訂に伴う関連する基準の狭い範囲の改訂案

● 9月及び12月ボード会議での審議の概要

（9月ボード会議）

- ▶ IESBAが公表したQ&Aの結果、IESBA倫理規程のPIEの定義がグローバルベースラインとして各法域で一貫して適用されることが担保されないことが明確となり、グローバルベースラインとしてPIEの定義をIAASBの基準に導入するというIAASBの当初の目的が現時点では成り立たなくなってしまったことから、IAASBは、以下の方針を選択することを決定した。
 - ◆ 本プロジェクトでは、「上場企業」を「公に取引されている事業体（Publicly Traded Entity）」に変更する修正のみ行い、PIEの定義はIAASBの基準に含めない。
 - ◆ PIEの定義をIAASBの基準に含めるかどうかは、IESBA倫理規程におけるPIEの定義の採用がグローバルで進んだ段階で再検討を行い、今後、状況のモニタリングを続ける。

（12月ボード会議）

- ▶ PIOBオブザーバーから、上記方針が選択されたことは残念である旨のコメントがなされ、Due processの観点から、再公開草案が必要との指摘があった。
- ▶ 当該指摘を受け、2025年2月に議論の背景や今後の予定を説明したコメント募集文書を公表し（コメント募集期間45日）、受領したコメントを踏まえて、2025年6月のボード会議で、PIEトラック2の正式な最終承認審議を実施する方針となった。基準の適用日は2026年12月15日以降開始事業年度からとなっている。

7. 不正－ISA 240（9月及び12月ボード会議）

● プロジェクト概要

- ▶ 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。これを踏まえ、ISA 240「財務諸表監査における不正」により強固な要求事項を確立し、適用指針での明確化を図ることで、財務諸表における不正に対する監査人の役割と責任を明確化し、職業的懐疑心のより適切な行使の重要性を強調するとともに、ガバナンスに責任を有する者（TCWG）とのコミュニケーションの強化や監査報告書の監査上の主要な検討事項（KAM）での取扱を検討する。

● 9月及び12月ボード会議での審議の概要

- ▶ 主に、公開草案に対する、以下に関するコメントの概要説明と対応案について審議が行われた。

9月ボード会議	12月ボード会議
・ 不正に関する監査人の責任 ・ リスクの識別と評価 ・ 不正または不正の疑い ・ 監査報告書における透明性の確保	・ 職業的専門家としての懐疑心 ・ 不正に関する透明性の要求事項の上場企業以外への拡大 ・ 適用の柔軟性 ・ リスクの識別と評価 ・ 不正による重要な虚偽表示リスクへの対応 ・ 適合修正

- **基準適用日**：2026年12月15日以後に開始する事業年度より適用

●●信頼の力を未来へ
jicpa



IAASBの活動状況

－ISA 570「継続企業」改訂の概要－

第70回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年 3月27日



目次

- ① ISA 570改訂の目的とスケジュール
- ② ISA 570改訂による主な変更点
- ③ ディスカッションポイント

1. ISA 570改訂の目的とスケジュール

- ISA 570「継続企業」改訂の目的
 - ▶ 実務、行動の一貫性を促進し、継続企業に関連した重要な虚偽表示リスクに対する監査人の有効な対応を促すこと
 - ▶ 経営者による継続企業の評価に対する監査人の検討を強化すること
 - ▶ 継続企業に関する監査人の責任や作業に関する透明性を必要に応じて強化すること
- スケジュール
 - ▶ 2024年12月：IAASBで最終基準承認
 - ▶ 2025年4月：PIOB承認を経て、最終基準公表予定
(2026年12月15日以降開始する事業年度より適用)

2. ISA 570改訂による主な変更点

(1) 概要

- 継続企業の評価期間（p 5 - p 6）
- 監査報告書における透明性の確保（p 7 - p 8）
- 用語の定義・明確化
- リスクの識別と評価
- 経営者による継続企業の評価に関する監査人の検討
- 経営者の対応策の検討
- ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション
- 適切な規制当局への報告

2. ISA 570改訂による主な変更点

(2) 継続企業の評価期間(1/2)

経営者による継続企業の評価期間（12か月）の開始日



※ 関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付

改訂理由

- 継続企業の前提に関する経営者の評価により最新の情報が含まれるようになるため、利用者にとって便益となる。
- 継続企業の評価期間に関する規定は、グローバル基準や各国の基準によって様々となっており、グローバルでの実務の一貫性を強化する。

2. ISA 570改訂による主な変更点

(2) 継続企業の評価期間 (2/2)

経営者の評価期間が財務諸表の承認日から12か月に満たない場合の監査人の対応

第21項

経営者に対して、少なくとも財務諸表の承認日から12か月間に延長するよう求めなければならない。

第22項

監査人からの要請にも関わらず経営者が評価期間を延長しない場合には、経営者及びガバナンスに責任を有する者（適切な場合）と協議しなければならない。

第23項

上記の協議の結果、経営者による評価期間の延長が必要であると監査人が判断したにもかかわらず、経営者が依然として延長に応じない場合には、監査への影響を判断しなければならない。

経営者及びガバナンスに責任を有する者が、継続企業の前提に基づく財務諸表作成の適切性を裏付ける情報を提供できる例：

企業が利益基調で流動性に関する懸念が無く、かつ評価期間を超えた期間における重要な疑義を識別していない場合（A55項）

監査への影響の例（A57項）

- 重要な虚偽表示リスクの評価の修正
- 除外事項付意見の表明

2. ISA 570改訂による主な変更点

(3)監査報告書における透明性の確保 (1/2)

全ての企業の監査

- 監査報告書において、継続企業の前提に関する監査人の結論に相当する記載を行う。

重要な不確実性なし(第34項(a))	重要な不確実性あり(第35項(a),(c),(d))
「継続企業」区分（新設）に以下を記載 ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨 ・ 入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性が認められない旨 ・ 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証(guarantee)するものではない旨	「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に、以下を記載 ・ 財務諸表における関連する注記事項への参照 ・ 重要な不確実性が認められる旨 ・ 当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨 ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨 ・ 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証(guarantee)するものではない旨

※ 1 : 赤字が、現行規定からの追加となる内容である。

※ 2 : 上記の表は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であり、継続企業の前提に関連して監査意見に影響を及ぼす事項がない場合を前提としている。

2. ISA 570改訂による主な変更点

(3)監査報告書における透明性の確保 (2/2)

上場企業の監査

- 全ての企業の監査で要求される記載事項に加え、以下を記載する。

重要な不確実性なし(第34項(b))	重要な不確実性あり(第35項(b))
継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に、<u>経営者による重要な判断が行われている場合には</u>、全ての企業における監査の記載事項に加え、以下を記載 ● 財務諸表に関連する注記事項がある場合には、当該注記事項への参照 ● 経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明	全ての企業における監査の記載事項に加え、以下を記載 ● 経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明

※ 1 : 赤字が、現行規定からの追加となる内容である。

※ 2 : 上記の表は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であり、継続企業の前提に関連して監査意見に影響を及ぼす事項がない場合を前提としている。

2. ISA 570改訂による主な変更点

(4) その他の主な変更点

用語の定義・明確化

- 「（継続企業に関する）重要な不確実性」の定義の新設（第10項）

リスクの評価と識別

- ISA 315（2019改訂）「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に関連付けた改訂（第11項から第15項）

経営者による継続企業の評価に関する監査人の検討

- 重要な疑義を生じさせる事象又は状況が識別されたかどうかにかかわらず、全ての状況において経営者の評価を検討するため監査手続を実施することを要求（第16項及び第17項）
- 職業的懐疑心の発揮に関連した改訂（監査証拠を偏りのない方法で入手することを要求等）（第18項、第30項）
- 経営者の評価において使用される手法、仮定及びデータの評価を要求（ISA 540「会計上の見積りの監査」の概念の取入れ）（第19項）

2. ISA 570改訂による主な変更点

(4) その他の主な変更点

経営者の対応策の評価

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合において、経営者の対応策に、企業のオーナー経営者を含む、第三者又は関連当事者による財務的支援が含まれている場合、当該第三者及び関連当事者の意思及び能力に関する監査証拠の入手を要求（第28項）

ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、ガバナンスに責任を有する者に対して適時にコミュニケーションを行うことを要求。また、コミュニケーションに含めることが求められる事項を強化（第41項及び第42項）

適切な規制当局への報告

- 監査報告書において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を記載する、又は継続企業の前提に関する除外事項付意見の表明を行う場合、法令又は職業倫理規程により、適切な規制当局に対する報告が求められていないか等の判断を要求（第43項）

3. ディスカッションポイント

- 継続企業の評価期間（財務諸表の承認日から12か月となる点）、監査報告書の記載事項（継続企業区分、継続企業の前提に関する重要な不確実性区分）について、今後、監基報570の起草作業を行うに当たり、留意すべき事項はあるか。
- その他、ISA 570の最終基準承認を受けて、今後、監基報570の起草作業を行うに当たり、留意すべき事項はあるか。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



サステナビリティ保証 －国際サステナビリティ保証基準（ISSA） 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求 事項」の概要－

第70回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年 3月27日



目次

- 1 ISSA 5000の特徴
- 2 ISSA 5000公開草案からの主な変更点等
- 3 監査基準等の適合修正
- 4 今後の予定

1. ISSA 5000の特徴



サステナビリティ保証業務契約の新規の締結及び更新から報告（後発事象を含む）までに実施すべき手続全般をカバーしている。

* 国際品質マネジメント基準 1 「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」

1. ISSA 5000の特徴—適時な基準開発



2. ISSA 5000公開草案からの主な変更点等（出所：結論の根拠）

A. ISSA 5000の適用範囲とISAE 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」

B. 「サステナビリティ事項」、「サステナビリティ情報」の定義

C. 関連する職業倫理・独立性に関する規定及び品質マネジメント基準

D. 重要性

E. 保証業務契約の新規の締結及び更新、前提条件

F. 他の業務実施者の業務又は専門家の業務の利用

G. グループサステナビリティ情報の保証業務

H. リスク評価手続

I. 報告

J. その他

- ▶ 財務諸表の監査人とのコミュニケーション
- ▶ 不正及び違法行為
- ▶ 見積り及び将来予測情報
- ▶ バリューチェーンからの情報

K. 適用日

第69回有識者会議においてご意見・ご質問等のあった事項（左リスト**太字**）を中心に、ISSA 5000最終基準の内容を次ページ以降で説明する。

A. ISSA 5000 の適用範囲とISAE 3410

ED-5000 の提案

- 温室効果ガス（GHG）報告に別個の保証業務の結論を表明する場合は、国際保証業務基準（ISAE）3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」を適用し、それ以外のすべてのサステナビリティ保証業務にISSA 5000を適用する。

コメントレターの概要

- 適用範囲が明瞭ではないため追加ガイダンスが必要。
- ED-5000とISAE 3410で限定的保証業務の重要な虚偽表示リスクの評価アプローチに差異がある中、結論の表明の仕方によって異なる手続を実施することに違和感あり。
- ISAE 3410はISSAシリーズに統合するか、若しくはISAE 3410の要求事項及びガイダンスをISSA 5000に取り込むべき。

ISSA 5000 最終基準

- サステナビリティ情報に対する**全ての保証業務**に対して、（GHG関連情報に対して別個の結論を表明するかどうかに関わらず）ISSA 5000を適用する。
- ISAE 3410の要求事項は、ISSA 5000に含まれている。
- 限定的保証業務における重要な虚偽表示リスクの評価アプローチの差異に関しては、ISAE 3410に合わせるようにISSA 5000が修正された。
- ISSA 5000の発効（2026年12月15日）と同時にISAE 3410は廃止される予定。

B. サステナビリティ事項、サステナビリティ情報

- 「**サステナビリティ事項**」（現行ISAE 3000における「**主題**」）の定義
 - ▶ 定義を変更し、「ガバナンス」を含むようにした。また、「文化」、「経済」に関する事項への言及は削除された。その結果、環境・社会・ガバナンスといったいわゆる「ESG」の一般的な理解を反映した定義となった。
- 「**サステナビリティ情報**」（現行ISAE 3000における「**主題情報**」）の定義
 - ▶ **サステナビリティ情報**とは**サステナビリティ事項**に関する情報（ED-5000から変更なし。）
 - ▶ 定義において、「報告すべきサステナビリティ情報」という表現は、企業が報告することが求められるサステナビリティ情報全体に関係することを意味し、主として業務実施者による業務の状況に関する予備知識との関連で使用するものとなる。保証業務が企業が報告することが求められるサステナビリティ情報全体を対象としていない場合、「サステナビリティ情報」という用語は、**保証の対象となる情報**を意味する。
- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の基準の定義と一致

C. 関連する倫理・独立性規定及び品質マネジメント基準

ED-5000 の提案

- ISSA 5000は以下の前提に基づいている。(第5項)
 - a. 業務チームの構成員及び審査担当者は、保証業務に関連する**IESBA倫理規程*若しくはそれらを少なくとも満たす**その他の職業専門家としての要求事項又は法令等の要求事項の適用対象になっている。
 - b. 業務実施者は、**ISQM 1**若しくはそれらを少なくとも満たす**その他の職業専門家としての要求事項又は法令等の要求事項の適用対象になっているファームの構成員である。

コメントレターの要約

- 強固な倫理及び品質マネジメントの要求事項に対する支持あり。
- 「少なくとも満たす (at least as demanding)」に対する追加ガイダンスが必要。

* IESBA「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」

** 国際品質マネジメント基準 1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」

ISSA 5000 最終基準

- 品質管理に係る要求事項に以下の二段階の優先度をつけ、「少なくとも満たす」に関しては、当局及び基準設定主体がその決定の中心的役割を担うことを説明する適用指針を追加した。
 1. ISQM 1 を適用
 2. **適切な当局等***が「少なくとも満たす」と決定 (determine) した法令等を適用

***適切な当局等**は監査、保証又は関連する職業倫理に関する規定を管轄する国内基準設定主体、規制当局若しくは監督機関でもよいし、又は公権力が認可する指定認定機関でもよい。(A74項)
- 上記、2の場合、保証報告書に「少なくとも満たす」と決定した**適切な当局等の名称**を記載することが求められる。(第190項(d)(vi)b.ii.)

※倫理規程についても上記品質マネジメントと同様になるように調整

D. 重要性

- 「報告すべきサステナビリティ情報を識別する企業のプロセス」

- ▶ 「企業のマテリアリティ・プロセス」、「報告トピックを特定するプロセス」、「重要性評価」、「重要性プロセス」と表現される概念を言い換えたもの。業務実施者の重要性との混同を防ぐため、「重要性（materiality）」という言葉を含めないようにした。（ED-5000からの明確化）

- ダブル・マテリアリティの概念

- ▶ 例えば、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）などはダブル・マテリアリティ（財務マテリアリティ、影響度マテリアリティ）の適用を要求しているが、ダブル・マテリアリティが全ての業務に関係するわけではないことも説明している。

- 重要性に対する業務実施者のアプローチ

- ▶ **定量的**開示情報については重要性を「**決定（determine）**」し、**定性的**開示情報については重要性を「**考慮（consider）**」する。（ED-5000から変更なし）

なお、「決定」は「考慮」よりも、より詳しい文書化と作業を業務実施者に求める用語として説明されている。（出所：Drafting Principles and Guidelines prepared by IAASB Staff, Complexity, Understandability, Scalability and Proportionality, June 2024-Agreed by the IAASB in April 2022）

F. 他の業務実施者の業務又は専門家の業務の利用

- 「**他の業務実施者**（another practitioner）」の定義（第18項）【定義の新設】
 - ▶ **他の業務実施者**（組織、個人）とは、業務実施者が属するファーム以外のファームであり、業務実施者がその作業をサステナビリティ保証業務目的で利用することを意図するが、当該作業に対して業務執行責任者が「**十分かつ適切な関与**」ができない。
 - ▶ **他の業務実施者**の業務は、サステナビリティ保証業務とは別個の業務として実施される。
 - ▶ 他の業務実施者として作業を実施する個人は、「業務チームのメンバー」でも、「専門家」でもない。
 - ▶ **他の業務実施者**の報告書を利用する際の実務上の課題（例：バリューチェーン事業体での課題）に対応するための条件付要求事項（第51項）を追加し、当該他の業務実施者の保証報告書が、それを利用しようとする業務実施者の目的に照らして、十分かつ適切な証拠を提供しているかどうかを判断しなければならないことを明確化した。
 - ▶ 他の業務実施者の業務は、**保証業務**である場合もあれば、**保証以外の業務**の場合もあることを説明。
- 業務執行責任者が、自らが所属するファーム以外の他のファームによる業務に「**十分かつ適切な関与**」ができる場合は、当該他のファームは、他の業務実施者ではなく、「**構成単位の業務実施者**（component practitioner）」となる。（第43項(a)）
- IESBAとの用語の定義等の調整を実施

J. その他―財務諸表の監査人とのコミュニケーション

- 「**その他の記載内容**」に関する**保証業務実施者の責任**に関する要求事項を追加（第174項）
 - ▶ 「その他の記載内容」に**企業の財務諸表**が含まれており当該財務諸表とサステナビリティ情報との間に重要な相違が存在すると思われる場合、又は当該財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気づいた場合、業務実施者は、法令等又は職業的専門家としての要求事項によって禁止されていない限り、企業の経営者に加えて、財務諸表の監査人にもその旨を伝えることが求められる。
- 計画セクションに適用指針を追加（A279項）
 - ▶ サステナビリティ保証業務の業務実施者と財務諸表の監査人との間での**コミュニケーションを促進**するため、両業務に関連する事項について、業務全体を通して適時にコミュニケーションを行うことが有益な場合があることを記載している。

J. その他—不正及び違法行為

● 不正

- ▶ ISSA 5000のリスク評価セクション（123R項）とリスク対応セクション（150R項）に、経営者による内部統制の無効化リスクに対応するための**要求事項を追加**した。
 - ◆ なお、項番号末尾の**R**は合理的保証（reasonable assurance）業務の手続を、**L**は限定的保証（limited assurance）業務の要求事項を示す。項番号末尾に**R**も**L**も付されていないものは合理的保証と限定的保証に共通の要求事項を示す。
- ▶ ただし、これらの要求事項は**合理的保証業務の場合にのみ適用**されるべきであるという結論を示している。

● 違法行為

- ▶ 業務実施者が不正若しくは不正の疑い又は違法行為若しくは違法行為の疑いを識別した場合、法令等又は関連する職業倫理に関する規定において、外部の適切な関係当局に報告することが求められているか等を判断しなければならないという要求事項を追加した（第67項）。
- ▶ 違法行為（NOCLAR）については、関連するIESBA倫理規程と整合している。

J. その他―見積り及び将来予測情報

- 見積り及び将来予測情報に関する**保証手続の明確化**

ED-5000では、見積りと将来予測情報が合わせて扱われていたが、最終基準では、以下のように変更されている。

- ▶ 合理的保証業務における経営者の見積り又は将来予測情報を評価するための監査人による見積額又は許容範囲の設定は、**見積りに対してのみ適用**される要求事項へ変更（第146R項(b)(ii)）。
- ▶ 適用される規準に従って将来の戦略、目標又は意思といった将来予測情報の開示が求められている場合、業務実施者は、当該戦略、目標又は意思が**達成されるかどうかに関する証拠を入手することや結論を出すことを要求されていない旨**を適用指針で明記（A452項）。
- ▶ 保証報告書の「サステナビリティ情報作成における固有の限界」区分の記載に、**将来情報に関する固有の限界**が含まれることを要求事項（第190項(g)）で明示し、さらに、適用指針（A560項）で文例を説明。

J. その他—バリューチェーンからの情報

- 適用指針の追加による要求事項の明確化
 - ▶ 企業の支配が及ばないバリューチェーン事業体から情報を入手する経営者の能力が限定的である場合、**適用される規準**が経営者に**一定の救済措置**（例えば、情報を入手するための合理的な努力をした上で、セクター平均データを用いて見積りを出せるなど）を提供することがあると説明している。
 - ▶ しかしそのような制約があっても、**業務実施者**は経営者が報告したバリューチェーンの情報について**十分かつ適切な証拠**を入手することが求められると説明している。（A252項及びA255項）

K. 適用日（ED-5000を明確化）

- ED-5000は、適用日を最終承認から18か月後としていた（明示的な日付案なし）。
- ISSA 5000は、以下について報告されたサステナビリティ情報に対する保証業務に適用される。【適用日の明確化】
 - ▶ 2026年12月15日以後開始する**期間**
 - ▶ 2026年12月15日以後の**特定の日付時点**
- 早期適用が可能。
- ISSA 5000の適用日は、**IESBA倫理規程（改訂）***の適用日と一致している。

*サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準及びそれに関連するIESBA倫理規程（国際独立性基準を含む。）の改訂、及び外部の専門家の作業の利用に関するIESBA倫理規程の改訂を指す。詳細は、2024年12月5日付、IESBAプレスリリースを参照。URL：<https://www.ethicsboard.org/news-events/2024-12/sustainability-standards-approval-and-other-key-milestones-achieved-iesba-s-december-meeting>

3. 監査基準等の適合修正—対象基準

- ISSA 5000による他のIAASB基準の適合修正
 - ▶ 国際品質マネジメント、監査、レビュー、サステナビリティ及び他の保証、並びに関連サービスに関する基準についての序文（Preface）
 - ▶ 国際品質マネジメント基準 1（ISQM 1）「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」
 - ▶ 国際品質マネジメント基準 2（ISQM 2）「審査」
 - ▶ 国際レビュー業務基準（ISRE）2400（改訂）「財務諸表のレビュー業務」
 - ▶ 国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」
 - ▶ 国際関連サービス基準（ISRS）4400「財務情報に関する合意された手続の実施契約」
 - ▶ **国際監査基準（ISA）720「その他の情報に関連する監査人の責任」→詳細は次頁以降参照**
 - ▶ 国際監査基準（ISA）805「特別な考慮事項—単独の財務諸表及び財務諸表の特定の要素、勘定又は項目に対する監査」
 - ▶ 保証業務の国際的なフレームワーク

ISA 720 その他の記載内容に関連する監査人の責任（1/2）

適用指針

...

定義

年次報告書（第12項(a)参照）

...

A3. 企業の年次報告書は、単一の文書や「年次報告書」又はその他の名称が付された文書から参照される場合がある。また、法令等又は慣行により、企業はその所有者（又は類似の利害関係者）に対し、企業の事業並びに財務諸表に記載された経営成績及び財政状態に関する情報を、単一の文書又は複数の文書の組合せにより提供しよう要請される場合もある。これらの単一の文書又は複数の文書も年次報告書に該当する場合がある。例えば、法令等又は慣行によっては、以下の事項を記載した単一又は複数の文書が年次報告書の一部を構成する場合がある。

- 経営者による事業（事業上のリスクを含む。）及び財務に関する報告（management report, management commentary）若しくは類似の説明（例：取締役報告書）
- 取締役会議長による報告
- コーポレート・ガバナンスに関する報告
- 内部統制及びリスク評価に関する報告。〈監基報720への追加文言〉ただし、金融商品取引法に基づく場合等、財務報告に係る内部統制の監査を行っているときは、内部統制報告書は監査対象となっているため、本報告書におけるその他の記載内容には含まれない。
- サステナビリティ報告又は他のサステナビリティ関連情報（←ISSA 5000の適合修正による追加）（次頁につづく）

ISA 720 その他の記載内容に関連する監査人の責任（2/2）

A5. 特定の利害関係者グループの情報ニーズを満たすために作成された報告書や、特定の規制による報告要請に準拠するために作成された報告書は、外部に公表されるとしても、その性質、目的、内容において年次報告書とは異なる。これらの文書は、単一の文書として発行された場合、通常、法令等又は慣行に基づく年次報告書の一部を構成する文書に該当せず、したがって、本報告書の対象となるその他の記載内容には該当しない。これには、銀行、保険、年金等の特定業種で作成が求められる規制上の報告書（例えば、自己資本の適切性に関する報告書）若しくはある種のサステナビリティ情報に対する特別目的の報告書が含まれる。

- 企業の社会的責任に関する報告書
- サステナビリティ報告書
- 多様性及び機会の平等に関する報告書
- 製品責任に関する報告書
- 労働慣行及び労働条件に関する報告書
- 人権に関する報告書

ISSA 5000の適合修正により削除

- （新A3項）財務諸表の監査において、サステナビリティ報告書又はその他のサステナビリティ関連情報（単一又は複数の文書）が年次報告書の一部を構成する場合があります、ISA 720（改訂）の適用範囲内の「その他の記載内容」に該当する場合があります。
- （新A5項）ただし、サステナビリティ情報に対する特別目的の報告書である場合は、年次報告書とは性質や目的等が異なり、「その他の記載内容」に該当しない。

4. 今後の予定

- 日本におけるサステナビリティ保証業務の実務の指針として、JICPAが保証業務実務指針5000（仮称）の起草を開始している（【資料No. 910】参照）。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



サステナビリティ保証 ー保証業務実務指針5000の起草ー

第70回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年3月27日



目次

- ① 経緯
- ② 策定の主なポイント
- ③ 今後のスケジュール及びディスカッションポイント

1. 経緯

1. 経緯

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ情報の保証業務に対するグローバル・ベースラインを提供する包括的な基準として、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」を開発し、2024年9月に最終基準のIAASB承認が行われ、PIOB承認を経て同年11月に公表された。
- 我が国においては、2024年2月に金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「金融審サスWG」という。）が設置され、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化の議論が進められている。
- 金融審サスWGにおいては、保証基準開発の議論は途上であるが、我が国におけるサステナビリティ保証業務の基準は、ISSA 5000がベースになることが想定される。制度保証の想定時期を踏まえ（2028年3月期）、前広な対応を図るため、弊会会員向けに、ISSA 5000と整合する形の実務の指針（仮称：保証業務実務指針5000）の起草を進めている。

2. 策定の主なポイント

2. 策定の主なポイント

- 保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針（仮称）」は、IAASBから公表されたISSA 5000を基に開発している。
- 現時点では、監査基準に相当するような保証基準が存在しないため、弊会の会員向けの実務の指針として作成している。（位置付け）
- 作成のスケジュールは、金融審サスWGで提案されているプライム市場時価総額3兆円以上の会社の保証義務の時期を踏まえ、準備期間も考慮したタイミングで完成することを目指している。

2. 策定の主なポイント

保証業務実務指針5000（仮称）は、
実務指針の分類に該当する。

《（参考）監査実務指針等の体系》

体系	概要	規範性
報告書	監査基準を具体化した規定を定めたものであり、監査に関する基準の設定主体からの委任を受けて当協会が規定している。要求事項と適用指針から構成される。 ※ 品質管理基準報告書、期中レビュー基準報告書及び財務報告内部統制基準報告書もこれに準じた取扱い	有
実務指針 (解釈指針を含む。)	各指針の取り扱う主題、適用範囲、要求事項及び適用指針で構成される。 適用指針のみで構成される実務指針を「解釈指針」という。	有
実務ガイダンス	基本となる基準、報告書及び実務指針の適用を補足するための文書であり、主にQ & A又は設例の形式をとる。	無
研究文書	監査実務指針等に関連する研究の成果である。	無
周知文書	監査基準、報告書及び実務指針の下で会員が監査を実施する際の注意を喚起するもの。	無

※ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」及び保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」において示している。

3. 今後のスケジュール及びディスカッションポイント

3. 今後のスケジュール及びディスカッションポイント

今後のスケジュール

時期	内容
2025年3月27日	監査・保証基準委員会有識者懇談会
2025年4月・5月	関係団体への意見聴取活動
2025年6月～8月	各所からのご意見を踏まえた対応
2025年9月	監査・保証基準委員会有識者懇談会
2025年10月～11月	公開草案公表
2026年3月	確定公表

※あくまでも現時点の想定であり、変更の可能性がございます。

ディスカッションポイント

- ① 保証業務実務指針5000を弊会の会員が使用する実務指針として開発するに当たり、位置付けについて留意すべき事項はあるか。
- ② 保証業務実務指針5000の検討に当たって、日本固有の状況（開示・保証制度、会社の機関構成、実務慣行等）に鑑み、実務指針の規定の文言について留意すべき事項はあるか。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



監査実務指針等の改正に関する検討状況

第70回監査・保証基準委員会有識者懇談会

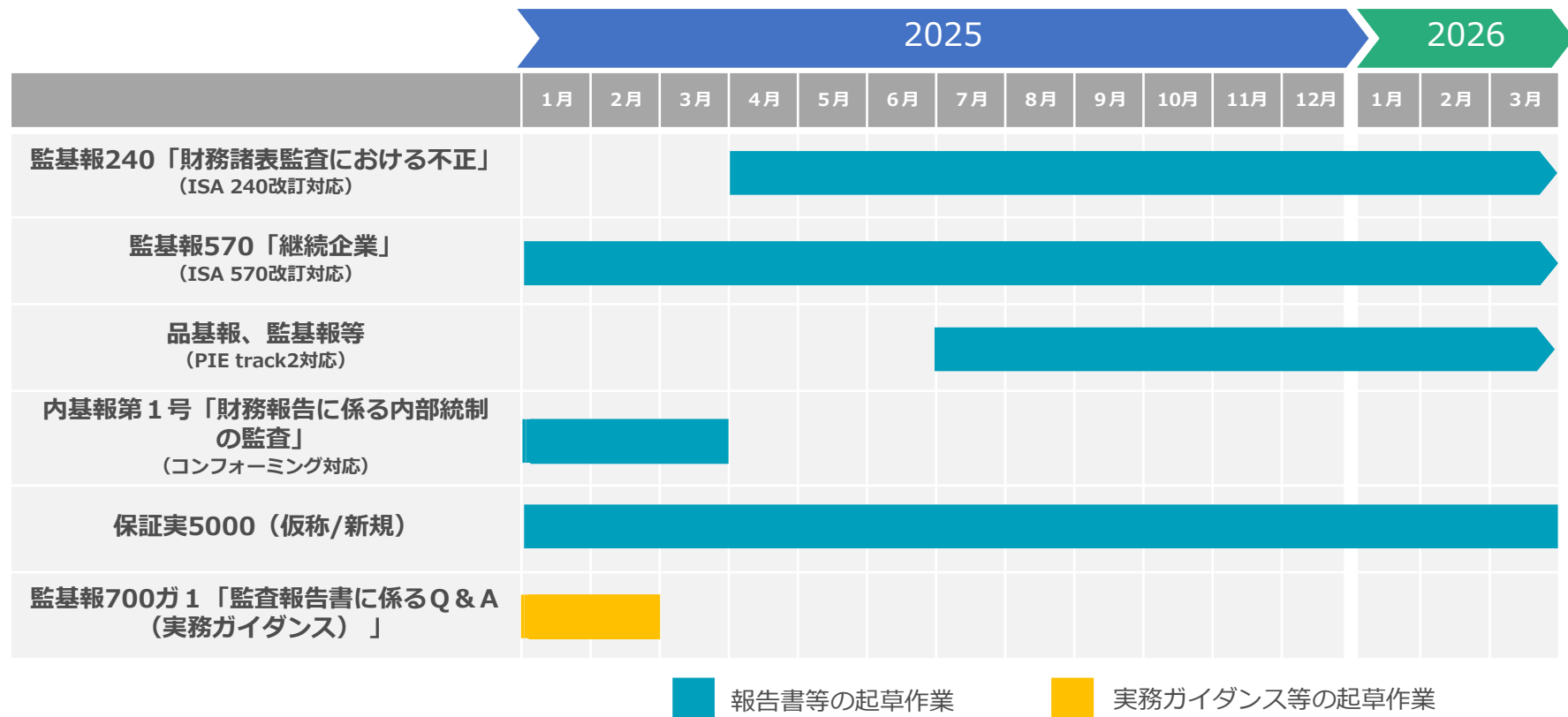
2025年3月27日



目次

- 1 日本公認会計士協会における監査実務指針等の作業計画（全体像）
- 2 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」改正の背景及び検討スケジュール（見込み）
- 3 監査基準報告書570「継続企業」改正の背景及び検討スケジュール（見込み）

1. 日本公認会計士協会における監査実務指針等の作業計画（全体像）



2. 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」改正の背景及び検討スケジュール（見込み）

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、近年、世界各地で発生している企業の倒産及び不祥事により、不正に関わるトピックが注目を浴びることとなり、財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責任についてさまざまな利害関係者から疑問が呈されている背景を踏まえ、国際監査基準（ISA）240「財務諸表監査における不正」の改訂を行っている。
- IAASBでは、2025年3月に改訂ISA 240の最終承認（PIOB承認及び公表は2025年6月見込み）、改訂ISA 240の適用日は、最終承認から約18か月後に開始する財務報告期間から適用とすることが見込まれている。
- IAASBの動向を踏まえ、日本公認会計士協会（JICPA）においても監査基準報告書240の見直しを図るため、起草委員会を設置し、検討を実施する予定である。

IAASB（時期）	IAASB（内容）	JICPA（時期）	JICPA（内容）
2025年3月	IAASB最終承認		
2025年6月	PIOB承認、改訂ISA 240公表	2025年6月中旬～2026年3月	改正監基報240の起草作業
		2026年4月～5月	監査・保証基準委員会有識者懇談会
		2026年6月	公開草案公表
		2026年7月～8月	公開草案コメント対応
		2026年9月	確定公表
2026年12月	改訂ISA 240適用		
		2027年4月	改正監基報240適用

3. 監査基準報告書570「継続企業」改正の背景及び検討スケジュール (見込み)

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、近年、世界各地で発生した企業の破綻、戦争、パンデミックなどの状況により、継続企業の前提に関するトピックがクローズアップされ、継続企業の前提に関する監査人の責任と業務に関する透明性の向上がステークホルダーから求められていることに対応して国際監査基準（ISA）570「継続企業」の改訂を行っていた。
- IAASBでは、2025年12月に改訂ISA 570を最終承認した（PIOB承認及び公表は2025年4月見込み）。改訂ISA 570の適用日は、2026年12月15日以降開始する財務報告期間から適用とすることが見込まれている。
- IAASBの動向を踏まえ、JICPAにおいても監査基準報告書570「継続企業」の見直しを図るため、起草委員会を設置し、検討を実施している。

IAASB（時期）	IAASB（内容）	JICPA（時期）	JICPA（内容）
2024年12月	IAASB最終承認		
2025年4月	PIOB承認、改訂ISA 570公表	2025年1月～9月	改正監基報570の起草作業
		2025年10月～11月	監査・保証基準委員会有識者懇談会
		2025年12月	公開草案公表
		2026年1月～2月	公開草案コメント対応
		2026年3月	確定公表
2026年12月	改訂ISA 570適用		
		2027年4月	改正監基報570適用

●●信頼の力を未来へ
jicpa



EUオムニバス法案概要

第70回監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年 3月27日

EUオムニバス簡素化パッケージのCSRDへの影響

	現行要件	提案要件
適用範囲：大規模企業	以下の3要件の2つを充足 - 従業員250名超 - 売上高5,000万超 (*) - 総資産2,500万€超 (*) (*) 売上高及び総資産の閾値は、2023年12月に引上げ済み	<u>従業員1,000名超の大規模企業に限定</u> 大規模企業は以下の3つのうちの2つを充足 - 従業員250名超 - 売上高5,000万€超 - 総資産2,500万€超 結果的に、上場SMEへのCSRD適用は廃止
適用範囲：第三国	EU域内売上高 1億5,000万€かつ 大規模企業該当の子会社、又は 売上高4,000万€超の支店	連結EU域内売上高 4億5,000万€超 + - 大規模企業該当の子会社、又は - 売上高5,000万€超の支店
バリューチェーン	全てのVC上の事業体から取得	中小企業向け情報要請に制限（任意基準の開示内容に限定）
保証	限定的保証→合理的保証	- 合理的保証への移行義務を撤廃 2026年までに保証ガイドライン策定
マテリアリティ	ダブル・マテリアリティ	ダブル・マテリアリティを維持
産業横断基準	1,000個超のデータポイント	オムニバス発効後6か月以内に大幅にデータポイントを削減したESRSを公表
産業別ESRS	産業別ESRSを開発	産業別ESRSを撤廃
任意基準	CSRD上の規定なし	CSRD対象外企業向け基準を導入 (EFRAGのVSME基準を基礎に開発)
既存CSRDの適用時期	非上場大規模企業：2025年 上場SME：2026年	非上場、上場SMEに対するCSRD適用時期を2年延期

●●信頼の力を未来へ
jicpa



IAASBボード解説

- ▶ [10分でわかる！2024年9月ボード会議](#)
- ▶ [10分でわかる！2024年12月ボード会議](#)

サステナビリティ保証関係

- ▶ [サステナビリティ保証シンポジウム2025](#)
[「我が国におけるサステナビリティ保証業務の今後の展望～ISSA 5000の策定を受けて」](#)
(2025年1月23日開催・アーカイブ動画配信中)
- ▶ [【解説動画】「国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000の概要解説」](#)
- ▶ [【解説記事】国際監査・保証基準審議会（IAASB）国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」](#)
- ▶ [【Sustainability Assurance Insights】※次頁参照](#)

サステナビリティ
特設ページ



各タイトルをクリックすると公表ページに遷移します。



JICPA_監査・保証関連情報 ([@jicpa_audit](#))



日本公認会計士協会における周知活動

【Sustainability Assurance Insights】

公表日	Vol.	タイトル
2025.3.7	Vol.10	「保証」と類似した用語 NEW
2025.2.18	Vol.9	開示におけるインターオペラビリティ NEW
2025.2.18	Vol.8	サステナビリティ保証業務を実施する者の倫理と独立性 NEW
2025.2.10	Vol.7	サステナビリティ情報の作成・保証に関して覚えておきたい登場人物 NEW
2024.12.26	Vol.6	限定的保証と合理的保証 NEW
2024.1.26	Vol.5	今さら聞けない！？サステナビリティ保証とは？
2023.8.10	Vol.4	包括的な保証基準策定の段階で取り組む優先度の高い課題
2023.4.28	Vol.3	国際サステナビリティ保証基準の開発
2023.12.13	Vol.2	国際的な保証業務基準
2023.4.28	Vol.1	保証業務とは？

